

洞峰学園つくば市立東小学校 いじめ防止基本方針（概要）

目指す児童像

- 自ら考え、自ら学ぶ児童・生徒
- 心豊かで社会力のある児童・生徒
- 心身ともにたくましく健康な児童・生徒

いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または、物理的な影響を与え行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通理解のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

- ①**子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出**
 - ・豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
 - ・自己肯定感や自尊感情を高める指導
- ②**教職員の意識向上と組織的対応の徹底**
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
 - ・「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- ③**いじめを許さない指導の充実**
 - ・いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
 - ・「いじめに関する授業」の実施
- ④**子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成**
 - ・互いに認め合う態度を育む取組
 - ・子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- ⑤**保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成**
 - ・保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

- ①**「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知**
 - ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
- ②**子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知**
- ③**全ての教職員による子供の状況把握**
 - ・一人一人の教職員の気付きを「生徒指導報告会」につなげる仕組みの構築
- ④**子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築**
- ⑤**保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報**

早期対応

～①いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～
～②問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

- ・「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底を図ります。
- ・保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図ります。
- ・外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応します。

相談窓口



★東小学校
☎ 029-851-4800
★茨城県いじめ・体罰解消センター
☎ 029-823-6770

★いじめ悩み相談対応室（つくば市）
☎ 029-883-1283
★子どもホットライン（茨城県）
☎ 029-221-8181

★つくば市教育相談センター
☎ 029-866-2211
★子どもの教育相談（茨城県）
☎ 029-225-7830